

厚生労働大臣が定める施設基準等の掲示について

当院は、九州厚生局長に以下の施設基準の届出を行い、国の定める基準に則り、適切な医療を提供しています。

1. 届出を行っている特掲診療料の施設基準

■ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出

原因菌やウイルスの特定を迅速に行うため、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の算定に係る必要な施設基準の届出を完了し、適切な検査体制を整えています。

■ 生活習慣病管理料（Ⅰ）・生活習慣病管理料（Ⅱ）

高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病とされる患者様に対し、医師・専門職が共同して個別の「療養計画書」を作成し、きめ細やかな生活習慣の指導および診療を行います。

■ 特定疾患療養管理料

厚生労働大臣が指定する特定の慢性疾患（特定疾患）を主病とされる患者様に対し、計画的な治療管理や適切な療養上の指導を行っています。

■ 明細書発行体制加算

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

■ 一般名処方加算

医薬品の供給状況を踏まえ、特定の医薬品名ではなく、成分名をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。これにより、医薬品の安定供給や患者様の負担軽減に努めています。

2. 長期処方についてのお知らせ

当院では、患者様の状態に応じ、医師の判断のもとで以下の対応が可能です。

・ 28日以上長期処方

※ご希望される場合は、診察時に医師までご相談ください。なお、病状が安定しているか等、医学的な判断に基づき対応を決定いたします。

3. 外来における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不安定な場合でも、適切な治療が継続できるよう、治療の質を確保した上で、銘柄の変更や一般名処方について丁寧にご説明いたします。

4. マイナンバーカードの健康保険証利用について（医療DX推進体制）

当院は、質の高い医療を提供するため、オンライン資格確認を行う体制を整えています。ご提示いただいたマイナンバーカードの保険証利用等を通じて、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療法人寛恵会 がんクリニックららぽーと福岡
院長